

地名散歩

第71回 軍に由来する地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

福井県の武生新駅(現越前武生)から大正13年(1924)2月、兵営行き(へいえい)の電車が走り始めた。終点の駅名がズバリ「兵営」だったのである。現在の鯖江市に明治29年(1896)に置かれた陸軍歩兵第36連隊の兵営の目の前にできた駅だが、当時の鉄道会社の名称が福井と武生を結ぶ意味の福武電気鉄道(現福井鉄道)を称したこともあり、翌14年には福井市駅(後に福井新を経て現在は赤十字前)まで延伸している。ところが開業から15年経った昭和14年(1939)に中央駅と改められた。別に連隊が廃止されたわけではないが、兵営や師団、練兵場など軍の施設を名乗る駅名を、「防諜」を理由にことごとく変えさせた当時の政策によるものだ。なぜ中央なのかはよくわからない。

あたかも昭和12年(1937)に軍機保護法が改正されて国内に統制色が一気に強まり、地

形図で「戦時改描」が始まったのもこの頃である。これは軍の施設をはじめ重要工場や鉄道の操車場を住宅地や森林、田畑などに擬装したもので、その対象範囲は発電所やダム、浄水場など広範囲に及んだ。駅名が改められた時期は全国一斉ではないが(同時だと目立つからか)、小田急の通信学校駅(陸軍通信学校の最寄り駅)が相模大野に、士官学校前駅が相武台前に、湘南電気鉄道(現京急)の横須賀軍港駅が横須賀汐留(現汐入)、京阪の師団前駅が藤森といった具合に、それぞれ地元の地名に変更させられている。

中央駅は戦後になって所在地である神明村の名に合わせて神明と再改称されたが、戦後に消滅した第36連隊の跡地は、昭和31年(1956)になって三六町と名付けられた。軍を持たない建前の新憲法下で国が再生したにも



歩兵第36連隊が載った福井県鯖江付近の地形図。福武電鉄兵営駅前には商店が立ち並び、軍施設が地域の発展に大いに貢献したことがうかがえる。1:25,000「鯖江」昭和5年修正



北海道・美唄には屯田兵村に由来する「美唄二十七年兵」「二十五年兵」の地名が見える。地名が失われた現在も「25年兵」というバス停は健在。1:50,000「岩見沢」昭和10年修正

かわらず、連隊に由来する町名が誕生したのはなぜだろうか。一般的に見れば意外に感じるが、この地域一帯が連隊のために大きく発展したことを考えれば納得できる。

『軍隊を誘致せよ』(松下孝昭著 吉川弘文館)という本によれば、当時の兵営駅前には家族が面会に訪れるための旅館が5軒もあったというし、平均して1,800人ほどとされる1個連隊の兵士の食糧や馬の秣まぐさなど物資の需要は多く、また除隊の際に利用する土産物屋も駅の近くで繁盛した。もちろん食料品店やクリーニング、床屋などさまざまな業種の店が営門前に建ち並んだというから、連隊のもたらした経済効果は想像以上に大きく、各地で誘致合戦が行われたのも当然だろう。

岡山市北区には兵団へいだんという町名がある。場所は山陽本線が岡山市街の東で旭川を渡る鉄橋の西側に位置しており、『角川日本地名大辞典』によれば、昭和初期頃からの大字名としている(大字なのに時期が特定できていないのはなぜだろうか)。地名の由来としては「明治維新後、農兵の調練所や宿舎が置かれたことにちなむ」とあり、鯖江の第36連隊よりだいぶ古そう。この「兵団」が置かれた時期については幕末とする資料もあるが、いずれにせよ西洋式になる前の時代に遡ることは間違いない。

明治期といえば、北海道には屯田兵が置かれた。新植民地と位置づけられた土地での北方の防備と開拓を兼ねた目的で、当初は札幌近郊とんでんへいから徐々に内陸部へ展開していった。屯田兵村の最初は明治8年(1875)に現在の西区琴似に入ったもので、青森・宮城・酒田(現山形)各県の士族に加えて、道内移住した士族が合わせて198戸、965人で形成した屯田兵村であった。札幌市には現在も屯田という町名が北区に

あるが、こちらはかつての篠路屯田である。

オホーツク海側にもいくつか屯田兵村の名残の地名があり、サロマ湖の西に位置する湧別町ゆうべつには北兵村と南兵村、上湧別屯田市街地かみゆうべつといった地名が現役で残っている。また旭川市内には上兵村・下兵村のペアがあり、北見市には当用漢字が制定されて漢字制限の色濃かった時代ならではの、とん田東町・西町がある。まずは昭和27年(1952)に屯田兵村にちなんで「とん田町」が設定されたが、後に東西に分けられた。

昭和10年(1935)修正の5万分の1地形図「砂川」「岩見沢」には、現在の美唄市街の南北に「美唄二十四年兵」「二十五年兵」「二十七年兵」という地名が見られるが、それぞれ明治24年(1891)、25年、27年に兵員が入ったことを記念する地名だ。付近にはこの4年間に合計400人の兵員と家族が暮らし始めたが、現在でも典型的な屯田兵の家として「美唄屯田兵屋」が道の有形文化財として保存されている。これらの地名は現存しないが、明治26年の干支えとに由来する癸巳町きし、「25年兵」というバス停などに名残をどめている。

新潟市中央区には「営所通えいしょどおり」という明治12年(1879)以来の旧市街の町名があるが、これは東京鎮台第一分営ちんたいへ向かう通りであったことに由来して命名された。鎮台とは陸軍に師団が置かれる以前の明治21年(1888)までの組織で、当時は仙台・東京・名古屋・大阪・広島・熊本の6か所あった。新潟には東京鎮台の分営が置かれ、ここに通じる道という意味である。現在では営所通一番町、二番町に分かれているが、明治150年を迎える今、営所という言葉の意味が通じる人はだいぶ少数派ではないだろうか。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 733
2018 February



表紙写真

「雪の造形
～安達太良山にて～」

第32回写真コンクール入選
鈴木 敦●福島会

地名散歩 今尾 恵介

03 地籍問題研究会
第20回定例研究会

05 日本登記法研究会 第2回研究大会報告

07 表示登記に関する最先端技術(準天頂衛星システム(QZSS))の
活用に関する実証実験及び法務省への説明会の実施報告

10 平成29年度四国ブロック協議会研修会報告

12 2017年度一般財団法人日本ADR協会主催シンポジウム
ADRによる紛争解決—到達点と可能性
～ADR法施行10年を迎えて～

18 愛しき我が会、我が地元 Vol.48
佐賀会／群馬会

21 第14回全国青年土地家屋調査士大会 in 岩手

23 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

25 会務日誌

26 土地家屋調査士名簿の登録関係

27 土地家屋調査士賠償責任保険

28 平成29年度土地家屋調査士試験の結果について

29 ちょうさし俳壇

30 国民年金基金から

32 ネットワーク50
鹿児島会

34 編集後記

地籍問題研究会

第20回定例研究会

平成29年11月11日、秋晴れの土曜日の正午過ぎ、JR京都駅・嵯峨野線の33番ホームは紅葉の名所、嵐山へと向かう観光客が溢れている。その多くが外国人である。電車はほぼ満員で京都駅を出発した。5分ほど電車で揺られ到着した丹波口駅で下車し、地籍問題研究会第20回定例研究会が開催される京都産業大学むすびわざ館ホールへと向かった。

今回の定例研究会のテーマは「土地家屋調査士の地図作成に関する新しい役割を探る」であり、全国の多くの土地家屋調査士が参画している地図作成作業・地籍調査事業での経験の共有から、新たな可能性を模索した。

まず、第一部では「土地家屋調査士による地図作成の役割」ということで、「茨木市における地籍調査事業―大阪法務局による法14条地図作成作業との協同事業とは―」と題し、大阪土地家屋調査士会会員で茨木市建設部建設管理課地籍調査係非常勤嘱託職員の森光広氏から報告があった。肩書きを見て、びっくりする方もおられると思うが、森氏は土地家屋調査士としての立場もありつつ、茨木市役所に臨時職員として勤務されることで、今までの作業機関としての土地家屋調査士とは違って、事業主体の一員として一歩踏み込んだ形で主体的に地図作成作業・地籍調査事業に参画され、成果を挙げている。全国的にもあまり例がないと思われる、土地家屋調査士が市役所の臨時職員となるという試みに至るまでには、関係者の多くの努力があったと推察される。茨木市の旧茨木町では昭和11年から同28年にかけて耕地整理事業が行われたものの、換地処分による登記手続が全くなされていない状態で現在に至っており、当時の資料も紛失しているため事実関係も不明という、にわかには信じ難い問題が存在する。平成24年頃から大阪法務局と茨木市役所と大阪土地家屋調査士会で会議を重ね、問題解決のため、法14条地図作成作業を実施する運びとなった。その際に、茨木市役所内に法務局の地図作成現地事務所

を開設し、同時に法第14条地図作成作業地域の周辺地域において、地籍調査を実施すべきとの法務局の進言により、地図作成作業の現地事務所と地籍調査係が同じ部屋に同居する状態で誕生した。森氏は、この地籍調査係に非常勤嘱託職員として週三日勤務されている。地図作成も地籍調査も作業名称の違いこそあれ、正確な地図を作成するという目的では同じであり、それぞれの情報がタイムリーに共有できる等、メリットは計り知れず、作業効率も非常に良いとのことである。森氏は地図作成においては、市有地と民有地との境界確定協議の現地立会や事務処理を、地籍調査においては、各工程における事務作業や現地作業を担当され、土地家屋調査士としての専門性を生かし、成果を挙げておられるようである。

法務局と市役所と土地家屋調査士の協同事業という茨木市の事例が全国的に広がっていけば、地図作成作業・地籍調査事業はより効率的なものとなり、現地還元性のある地図の整備がより進むのではないだろうか。

次に「地図作成と土地家屋調査士の役割～京都市における14条地図作成作業での土地家屋調査士～」と題して、長年地図作成に関わってこられた水野啓吾氏(京都地方法務局表示登記専門官)から報告があった。地図混乱地域の定義には、①従前は公図そのものがない地域、②作成されている公図の一部が欠落している地域、③現地と公図の図形が一致しない地域を指しているとの認識であったものが、「民活と各省連携による地籍整備の推進」(平成15年6月26日都市再生本部決定)の方針を踏まえた、全国のDID地区にて実施された都市再生街区基本調査とその結果に基づく「公図と現況のずれ」において、「きわめて大きなずれがある地域」、「大きなずれがある地域」についても、地図混乱地域であるとされた。その地域においては、かつての集団和解的な筆界点の確認方法ではなく、既存資料との検証確認を行いながら筆界点を確認することとなるが、立会い

の際に土地所有者が十分に公的資料を理解されていることは少なく、筆界と占有界・所有権界を混同して認識している場合もあり、既存資料と乖離した点を確認することで、平穏であった相隣関係に紛争の火種を生み出すことも考えられる。これらの問題を解決し、地図作成の円滑な推進には法務局と土地家屋調査士との連携が課題であると考えられる。

また、地籍整備と登記所備付地図の整備は一体をなしており、京都市においても地籍整備が開始され、京都市と京都地方法務局でも「法14条地図・地籍調査関係連絡協議会」が立ち上げられており、法務局職員と市町村職員が連携する橋渡し役として土地家屋調査士が期待されていること等が報告された。

法務局の立場からの地図作成の経験の話と、立場（法務局と市役所と土地家屋調査士）は違えども、最終目的である地図の整備は一緒であり、地図作成の担い手として土地家屋調査士が期待されていることが、正に「民活と各省連携」ではないか、との報告で我々土地家屋調査士への大きな期待を感じた。

第二部の会員報告では「地籍調査の現場から 一 土地家屋調査士の考察」黒田憲二氏（東京会会員・日本土地家屋調査士会連合会研究所研究員）、「実務上の問題点」猪飼健一氏（長野会会員・日本土地家屋調査士会連合会研究所研究員）、「地積測量図と乖離した現地」山谷正幸氏（旭川会会員・日本土地家屋調査士会連合会研究所長）、「阪神・淡路大震災から学んだ調査士制度と業務」藤原光荣氏（兵庫会会員）と四つの地域からの報告があった。

誌面の関係で、全ての報告に触れることはできないが、特に印象的であったのは、黒田氏の報告にあった国土調査法第10条第2項の委託制度である。同制度では地籍調査の受託業務に関して、受託法人が

主体的に調査を実施することで、市町村の労力減につながり、経験のない市町村が地籍調査を実施するのに有効な手法であると感じた。この制度が市町村にもっと周知されれば、受託法人としての公共嘱託登記土地家屋調査士協会や土地家屋調査士法人の活躍の場も増えるのではないだろうか。

また、藤原氏からは、近代の不動産登記制度が初めて直面した大災害とそれに対処していった当事者としての困難さを感じ、先人の足跡に改めて頭が下がる想いであったとの報告があった。

最後に、特別報告として「韓国の地籍再調査の成果及び問題点と将来の課題」申順浩氏（大韓民国・木浦大学校社会科学部地籍学専攻教授）翻訳・戸田和章氏（京都会会員）の報告があった。元々は日本が統治していた時代に整備された韓国の地籍制度であるが、終戦後、日本とは違う進化をしており、現在では国家が主導して地籍整備を進めている。土地面積が増減した場合に調整金が支払われるなど、おおよそ日本では考え付かないだろうアイデアに驚いた。しかしながら、それも一つの手段かも知れない。他国に学ぶ柔軟な姿勢も必要であろう。

今回の定例研究会では、地図作成と土地家屋調査士の関わりについての全国各地の事例の報告と今後の役割について提言がなされた。

地籍問題研究会を通じて、土地家屋調査士が地図作成において、不可欠な存在であるとともに、境界の専門家であることが社会に認知されることが望まれる。

広報部理事 東良憲(奈良会)

日本登記法研究会 第2回研究大会報告

平成29年12月9日(土)午前10時から午後5時まで、日本登記法研究会第2回研究大会が開催された。本研究会は日本司法書士会連合会と日本土地家屋調査士会連合会が共催で法務省が後援となっており、昨年の設立以来二度目の研究会となる。会場は日本司法書士会連合会地下1階、250名収容可能な「日司連ホール」で行われた。

まず、本研究会の世話人代表である武川幸嗣氏(慶応義塾大学法学部教授)から開会の挨拶があり、その後、坂本三郎氏(法務省民事局民事第二課長)、神田秀樹氏(学習院大学法科大学院教授)から挨拶がされた。坂本氏は、法務省の重要施策である法定相続情報証明制度の運用を平成29年5月に開始して以来、現在全国の7割の官公庁でリーフレットが置かれ、相続登記の促進に努めている旨の話がされた。

次に、午前のテーマである「商業・法人登記の未来」と題して、小出篤氏(学習院大学法学部教授)、西山義裕氏(司法書士)から研究報告がされた。現在の我が国の商業・法人登記の開示情報が諸外国と比較して適切であるかを問う内容であった。国際的取引の活性化に伴って、より実態を反映させた法人の株主や財務状況の公開を検討すべきではないかという報告は、昨今の外国資本の法人の参入にも関連する興味深い内容であった。

午後の部に先立ち、日本登記法研究会の顧問である鎌田薫氏(早稲田大学総長)、日本司法書士会連合会会長の今川嘉典氏、日本土地家屋調査士会連合会会長の岡田潤一郎氏から挨拶があった。今川氏は、「日本の登記が正確でないという報道は誤りであり、我々は日々研鑽を重ね、正確な登記を積み上げている。激変の波を受けている登記制度については、実務者と研究者が共に研究を深め、重要なインフラとなるよう具体的な策を検討していかなければならない。」と述べた。岡田氏は「所有者不明土地が社会問題となっていることに対し、日本土地家屋調査士会連合会は、道路内民有地の問題を始めとして以前から警鐘を鳴らし続けてきた。フロントランナーである我々は誇りと自覚をもって国民の皆様のための第一歩を踏み出し、提言をしていきたい。」と述べた。

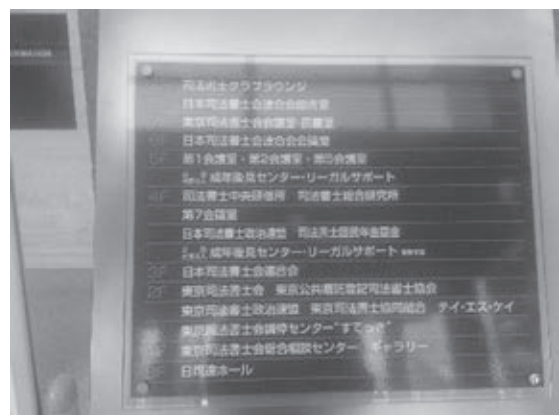
続いて午後のテーマである「所有者不明土地と登記」では、三名の報告者の発表があった。

①所有者不明土地問題と民法学の課題

吉田克己氏(早稲田大学大学院法務研究科教授)

報告者は、所有者不明問題の背景として、右肩下がり時代の移行したこと、すなわち経済成長の終焉と人口減少社会の到来という事態があり、不動産の負財化が生じていることを挙げた。またこの問題に二つの側面があることを示した。相対的負財の所有者不明土地問題(所有者にとっては利用価値がないが社会的には利活用の可能性のある土地で法的管理不全状態が起こっているケース)と絶対的負財の所有者不明土地問題(所有者にとって利用価値がなく社会的にも利活用の展望がなく事実的管理不全が起こるケース)である。

そこで不在者財産管理人制度、時効取得、所有権放棄それぞれの現行法制度の中での考察と限界、そして制度変容への提言を述べた。また問題の予防策としての相続登記の促進を示した上で、現在議論されている相続登記義務化の論点を整理した。義務化に当たっては、権利登記が権利関係を公示する点に



会場となった日本司法書士会連合会

公共的な意義を見出し、そこに理論的根拠を求めて義務化を正当化するという余地がある。しかしその機能は、むしろ不動産の物理的現況を示す表示登記の方に求めるべきではないかと疑問も持ったとのことである。そのため表示登記の機能拡張と相続登記の義務化を比較する視点も必要ではないか、また相続登記促進のための人的、制度的なインフラ整備が必須であり、フランスの公証制度を司法書士に期待することが現実的ではないかと述べた。

②所有者不明土地と不動産登記

櫻井 清氏(司法書士)

報告者は相続を原因とする所有権移転登記における相続分の譲渡及び遺産分割について、ケースごとの相続分の譲渡の可否及び方法を先例に基づき詳細に解説した。実務上、法定相続、分割協議や遺言に触れることはあるが、相続分の譲渡がされる場合等、相続に関しては早期に司法書士との連携をしていかなければならないと改めて感じた。またこの報告の総括として、後に道垣内氏(後述)からは、通達・判例の引用方法として「引用文献・号数・頁数」を記載するようアドバイスがあったが、研究者と我々実務家が共通言語で相互理解するには大切なキーワードであると認識した。

③所有者不明土地と土地家屋調査士の業務

戸倉茂雄氏(土地家屋調査士)

受託した事件そのものが所有者不明土地というよりむしろ事件の処理に際して、隣接の土地が所有者不明であることにより業務の遂行が困難になるとい

う土地家屋調査士業務の独自性を紹介した。またその場合の筆界特定スキームをはじめとしたケースごとの解決方法を示した。また報告者の事務所のある山口県特有の「山林番」という地図について具体例を挙げて説明をした。

報告者は、この問題の解決に向けて、地図の整備が重要であること、また各県にある50会の土地家屋調査士会と、あるいは他士業とのネットワークを構築し、自治体へのサポート体制を整えることの重要性を話した。

最後に、日本登記法研究会の顧問である道垣内弘人氏(東京大学大学院法学政治学科研究科教授)による総括が行われた。午前の部については、商業・法人登記に関しての短期、長期的な議論がよく噛み合っていたこと。午後の部については、登記の公示しているものは何か、どう変遷していくのかを思慮し、実務家は議論を中核にして日々の業務に当たるべきとの話がされた。

閉会に際しては、日本登記法研究会の顧問である加藤新太郎氏(中央大学大学院法務研究科教授)の挨拶により午後5時に散会した。

日本司法書士会連合会の今川会長によると、本研究会は平成30年を目標に研究会から学会へと移行させるべく準備を重ねているとのことである。我々実務家は、業務の研鑽だけでなく実務が立脚する理論についても考究し、発展的に研究者とともに議論を重ね、国民の期待に応えたいと切に願う。

広報部長 金関圭子(岡山会)



日本司法書士会連合会今川会長



報告者 土地家屋調査士 戸倉氏

表示登記に関する最先端技術(準天頂衛星システム(QZSS))の活用に関する実証実験及び法務省への説明会の実施報告

日本土地家屋調査士会連合会では、平成29年12月19日、法務省職員を交え、皇居外苑(二重橋付近の基準点)を観測対象地として、準天頂衛星システム(QZSS)のLEX観測とネットワーク型RTK観測の比較による実証実験を行いました。今回の開催報告では、実験当日の様子や、実証実験を行った目的等を報告します。

開催日時 平成29年12月19日(火) 9:30～15:00
開催場所 皇居周辺(二重橋付近)
見学者 法務省民事局民事第二課職員
実施者 日本土地家屋調査士会連合会
協力者 浅里幸起(一財)衛星測位利用推進センター技術開発本部開発部長

準天頂衛星システム(QZSS)とは

準天頂衛星システム(QZSS)とは、日本の衛星測位システムのことで、その衛星を「みちびき」といいます。英語表記では、QZSS (Quasi-Zenith Satellite System)となります。

2010年9月に初号機が打ち上げられ、2017年には立て続けに6月、8月、10月と4号機まで打ち上げられました。初号機から4号機を合わせて「準天頂衛星」といい、初号機、2号機、4号機は「準天頂軌道衛星」、3号機は「静止軌道衛星」となっています。

「みちびき」の必要性として、QZSS運用以前の衛星測位サービスは、他国の衛星(アメリカのGPS等)を利用しているため、視界に入る(測位できる)衛星数や観測に望ましい時間帯に制限があります。安定した衛星測位を実現するため、GPSと互換性があり、一体利用できる「みちびき」を増やすことにより、高精度で安定した衛星測位サービスの実現を目指しています。

今後の衛星配備計画ですが、平成28年4月1日閣議決定された「宇宙基本計画」によると、2023年度

までに3機追加し、持続測位が可能となるみちびき7機体制の確立を目指しています。

衛星の種類としては、アメリカのGPS、ロシアはGLONASS、ヨーロッパのGalileo、そして日本のQZSS等があり、それらを含むシステムを総称して全地球航法衛星システム(GNSS)といえます。

実証実験の目的

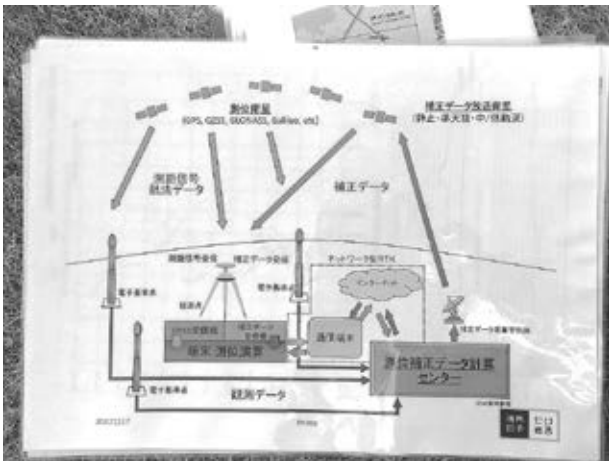
ネットワーク型RTK法による測量と実験機のL6(補正データ)による測量(衛星から直接補正情報を受信できる観測)との比較を行い、不動産登記制度への利用の実証性、土地家屋調査士業務におけるGNSS測量の有効利用の検証及び法務省職員への説明等が、本実証実験の目的となります。

両測量方法の同時観測による座標値結果と、既知点座標値との差を検証しました。

実験当日の様子

実験当日は晴天に恵まれ、12月中旬としては滅多にない暖かい日でした。皇居周辺には日中からラン





ニングしている方が多く見られ、アンテナや機器等にぶつからないか心配しておりましたが、事故や、警察からの職務質問などもなく、無事実験を終えました。法務省の方々を含めるとおおよそ20名以上が、二重橋前交差点付近に立てたアンテナを囲むようにして話し込んでいるわけですから、通行人や観光バスに乗った方からいぶかしげに見られておりました。

菅原副会長、小野副会長をはじめ、研究所、技術センター、地図対策室のメンバーにより9時30分頃から設営が始まり、10時半過ぎから法務省職員2名への説明が行われました。午後には、法務省の職員10名以上にご参加いただき、実験状況視察、内容説明が行われました。用意した資料による説明、実験機(Mitsubishi Electric AQLOGNSS Only)の説明や、単点観測で収集されたデータがリアルタイムにPCモニターに映し出される様子などをご覧いただきました。

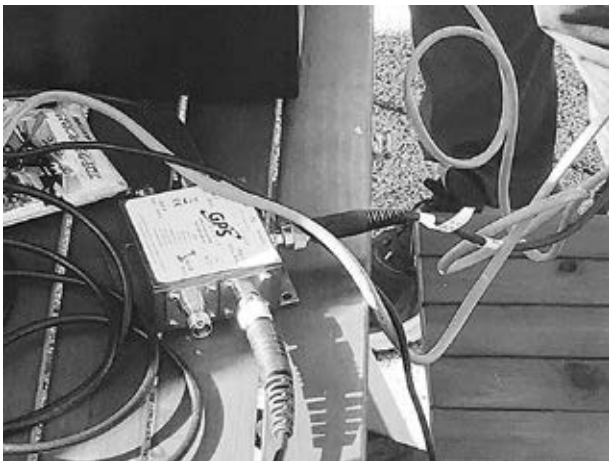
この記事は、平成29年の年末に執筆しており、正式な検証結果は分かりませんが、当日聞き及んだ範囲ではおおむね良好な結果だと聞いており、個人的には検証結果を楽しみにしております。

実験・実験機(Mitsubishi Electric AQLOGNSS Only)について

国内メーカーから、補強・補正信号であるL6信号に対応した受信器が増えてきています。本実証実験では、その中のAQLOCという機器を使用しました。今回使用した機器の大きさは、横幅20センチ程度、高さ10センチ程度です。今後、市販される際には更に小さくなるようですが、実証比較対象となったGNSS受信機器と比べると、現時点ではかなり大きさに差があります。測位結果については、あらかじめ用意されたPCのアプリによりモニターに表示されます。

実験機は精密単独測位型RTK (PPP-RTK)が可能なスペックの機器となっており、実験機とネットワーク型RTKとの違いは、ネットワーク型RTKは補正データをインターネット(スマートフォン等)から取得しているのに対し、今回の実験機は衛星から直にその補正データを受け取れることであり、そのメリットの一つとしては通信費用のコストが掛からないことや天空が空いているところであれば日本中どこでも観測することが挙げられます。

基準点座標(測地成果2011)との比較方法ですが、実験機からは観測日現在の位置情報(今期座標)が出力されます。そこで、今回の観測結果(今期座標)から2011年当時の座標(元期座標である測地成果



2011)に戻す作業(セミダイナミック補正)をすることにより、最終的に実験機の観測成果と比較することができます。

おわりに

今回実証実験を行った皇居周辺は、観光バスの通行が少し気になりましたが、上空視界も広く(電柱もない)、マルチパス(通信障害)の影響が少ない場所での実験でした。東京土地家屋調査士会の会員である私の周辺会員は、私を含めGNSSを利用した測量を行っているものはほぼ皆無に等しいのですが、今後、その精度の向上を望んでおります。

QZSSは、高精度(センチメートル級)の測位補強サービスが無料であることが大きな特徴であり、今後、利用が拡大される要因の一つだと考えております。我々の業界だけではなく、IT、自動運転、スマートフォン等、その他の分野での利用も拡大していくことでしょう。近い将来、スマートフォンがアンテナの問題はあるとしても、高精度な受信機になる可能性があり、身近な機器としては画期的な進歩を遂げます。

今回、法務省の職員を交え実証実験を行ったことにより、今後の土地家屋調査士業務に関する測量実作業や、諸規程の改正等に大いに役立つものだと考えております。

広報員 石瀬正毅(東京会)

平成29年度 四国ブロック協議会研修会報告

平成29年11月17日、香川県土地家屋調査士会館で開催されました四国ブロック協議会研修会について報告いたします。

前半は国立香川大学法学部准教授辻上佳輝先生の「ADRにおける事実認定について」の講演、後半は「筆界特定と調査士ADRを効果的に利用するには」のテーマでグループ討論と発表という二部構成で行われました。

辻上先生は民法を専門とされており、訴訟での事実認定とADR制度での事実認定を対比しながら、ADR手続の中でどのようにして事実認定をしているのかについて講義をされました。

民事裁判における事実認定で重要なのは証拠のレベルであること、当事者(または弁護士)から提出される事実(資料)がどれほどの証拠能力・証拠価値を有しているのかが重要であることの説明を受けました。例えば、土地家屋調査士が作成した地積測量図は、法務局備付けとなった時に私文書から公文書となること、つまり証拠能力・証拠価値を持ったものになる、というお話には、法務局備付けの地積測量図の有する意味と、それを作成する土地家屋調査士の重責を改めて感じました。また、様々な境界確定協議書が証拠価値にどのような影響を及ぼすものかの話を受けました。

以下、レジュメの中から辻上先生の文章を紹介します。

当事者双方は存在したと認めているが、客観的証拠を欠く、ないしは、客観的証拠からはこれと反する事実が推認される場合、難しい問題が生じてくる。このような事例では、例えば双方の認識が誤っていることが紛争のタネになっている場合もあるだろうし、双方の認識のほう为正しく、地図情報などの誤差が大きいことも考えられる。そこで、この点については対話促進を目標とする(いわば、この点に関してのみは対話促進型ADRとなる)こととし、仲介者は評価・判断をせず、当事者間の交渉を促すことに焦点を移すべきではないだろうか。

当事者の認識がそれぞれ異なるものの、客観的証拠は当事者の一方の主張に沿う場合は、一方当事者の主張が誤っている可能性が高まる。もちろん、客観的証拠と一致するないしは近接する主張をしている当事者が、自己に有利な証拠があったことを奇貨として当初の主張を変容させたような場合は別であろうが、大抵の場合は、評価型ADRの側面を表わしてもよいのではないだろうか。すなわち、客観的証拠と相違する主張をしている当事者に、証拠の一部を開示しながら譲歩を説明することもあってよいのではないだろうか。



さらに、双方の主張に大きな隔たりがなく、さらにそれがおおむね客観的証拠と一致する場合であっても、それにもかかわらず紛争が激化している場合には、変容型ADRの側面を持つと考えることが可能ではないだろうか。すなわち、このような場合には、既に紛争の主眼は境界問題そのものにあるのではなく、その周辺に人間関係のネジレが生じてしまっており、それが紛争を激化させる原因となっている可能性がある。そのように判断される場合には、仲介者は主たる争いにこだわることなく、コミュニケーションを促進して「紛争を自分で背負える大きさに」していくことを考えるのがよいようにも思われる。

最後に、ある事実や紛争について、当事者双方の認識に大きな差異があり、さらに、客観的証拠と一致することもない場合には、証拠則を持たないADR手続の中では、事実が確定できない可能性が高い。このような場合には、客観的証拠の実質的証拠力に配慮しながら、事実の確定を促進するよりない。場合によっては、手続の進行を諦める可能性も考慮しなければならないかもしれない。

今回の研修では、筆界特定制度における事実認定についても講義がありました。辻上先生は、香川会で行っている筆界特定の事例研究会にも参加いただいています。高松法務局管内でなされた筆界特定事

例を基に、各事案での事実認定に採用された証拠資料について先生の意見を聞くことができました。

後半のグループ討論で、各班(計7班)から発表された内容をいくつか挙げてみます。

- ・ADR認定土地家屋調査士が活用される場が必要
- ・ADRの制度広報が必要
- ・筆界調査委員をADR認定土地家屋調査士とする
- ・ADRに対して、土地家屋調査士のレベルUPが必要
- ・休日・夕方の受付面談の実施
- ・筆界特定手続での心証開示を受けての、ADR手続への移行
- ・香川会で行っている筆界特定事例研究会を四国全体に広げてはどうか

等

半日ではありましたが、単にADR、筆界特定だけではなく、資料の証拠能力・証拠価値を見極め、論理的に積み重ねて「事実認定」をすることは、我々の業務全般にも重要なことであると感じた研修会でした。辻上先生、ありがとうございました。

広報員 久保利司(香川会)



ADRによる紛争解決—到達点と可能性

～ ADR法施行10年を迎えて～

日時 平成29年11月10日(金) 13:45～17:15

場所 大手町サンスカイルーム27階A室

はじめに

平成19年4月1日に施行された、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)が昨年で10年目を迎え、一般財団法人日本ADR協会主催によるシンポジウムが開催されました。シンポジウムは三部構成となっており、ADR法の施行状況や今後の取組についての基調講演、9機関による紛争解決事例の報告、パネルディスカッション等が行われました。

ADR認定土地家屋調査士が行う土地家屋調査士ADRにおいても、センターの運営や期日の在り方等、参考になる講演・事例報告及びパネルディスカッションが行われましたのでご報告いたします。

基調講演

小出邦夫(法務省大臣官房司法法制部長)
(講演者敬称略、以下同じ)

基調講演として、「ADR法施行10年・その先へ」と題し、施行までの動きや今後の将来性が語られました。

小泉内閣の構造改革路線の一つとして司法制度改革が行われ、平成16年6月司法制度改革審議会意見書

が提出された。その中では、裁判機能の充実に加え、ADRが国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるようその拡充・活性化を図るべき、さらに多様なADRについて、それぞれの特徴を活かしつつ育成・拡充を図っていくため、関係機関等の連携を強化し、



基調講演 小出邦夫



共通的な制度基盤の整備が必要と示された。その後、平成19年にADR法が施行され、認証紛争解決事業者数に関して、初年度では10機関から始まり、平成28年度ベースでは152機関と大幅に増加した。

ADRの特徴に関して次の4つが挙げられる。

- ①利用者の自主性を活かした解決
- ②プライバシーに配慮した非公開での解決
- ③多様な分野の専門家の知見を活かした解決
- ④法律上の権利義務の存否にとどまらない実情に沿った解決

その結果、安価、迅速及び柔軟な対応が可能である。現在行っているADRの拡充・活性化に向けた取組として、認証ADRの拡充・活性化、法の日フェスタ等によるADRの周知や、法テラス・消費者センター等とADR事業者との連携促進が図られている。またADRの今後の課題として、介護関係、自動運転自動車等の未開拓分野への対応、土日対応やITを活用した手続等、利用者にとっての更なる利便性の向上が挙げられた。

取組実績は、受案件数ベースで平成22年度からは毎年度1,000件を超え、成立件数も4割前後という結果が出ています。土地家屋調査士が行うADRと比較すると、成立件数4割というのは驚異的な数字であると思われます。

成功例の報告 ADRによる紛争解決の事例から考える ～なぜあのADRは成功しているのか？～

モデレータ 山田 文(京都大学教授・日本ADR協会調査企画委員会委員長)

9つのADR機関による紛争解決事例が発表されました。それぞれの報告を、(1)紛争の概要と結果、(2)解決のポイント、(3)土地家屋調査士目線の所感の順に報告します。

①医療事故紛争の解決

松井菜採(東京弁護士会弁護士)

(1)紛争の概要と結果

医療事故に関するもので、20代女性患者がポリープ切除術を行った際、子宮を傷つけられた(穿孔)ことによる紛争解決の事例。病院はミス認め、病院側弁護士と患者本人との間で相当程度交渉を続けるも解決に至らず、病院側



事例報告1 松井菜採

弁護士が患者にADRを教示し、患者側からADR機関に申し立てられた。4回目の期日で、将来の出産等に関する条件を付けて和解が成立(和解金600万円)した。

(2)解決のポイント

- ・患者側との話し合いで「解決したい」という気持ちを引き出すために(病院側の提示額が良いか悪いかを考えるのではなく)、患者自身が納得して話し合いで解決できる金額はいくらなのか、を考えてもらった。考えてもらうに当たり、斡旋人と双方当事者との間で同種医療事故の裁判例の情報を共有したこと。
- ・和解金だけでなく、患者側の将来の出産に対する不安を受け止め、その点について医療機関側に説明を求め和解条項にも反映させたこと。

(3)所感～情報共有について

裁判例の情報を共有しながら、具体的解決方法を探る手法には共感しました。我々にとっても裁判例のみならず、各センターと連携し守秘事務に配慮しつつ、解決事例を共有することはセンター委員の一助になると考えます。

②災害後紛争の解決

斉藤睦男(仙台弁護士会弁護士)

(1)紛争の概要と結果

コンビニが津波に襲われ、従業員と店長が死亡し、従業員の遺族が店長の遺族に対し慰霊等を求めた事案。期日は3回行われ、解決金の支払い、慰霊祭と命日供養を行うことで合意解決した。



事例報告2 斉藤睦男

(2)解決のポイント

- ・安全配慮義務違反の有無に争点を置かず、震災時の状況(死亡に至る経緯)を前景化し、申立人ら遺族の真意をつかめた。(死んだ娘のことを忘れてほしくない。)
- ・どちらの当事者も遺族であるため、感情や気持ちを受け止めWin-Winを目指すこととした。

(3)所感～申立・解決方法の柔軟性について

事例の内容ではありませんが、震災型ADRではその性質上、申立てのしやすさが求められるので、口頭での申立受付制度を創設したとのことでした。我々にとっても、手続方法や解決方法の柔軟性に関しては今後も研究が必要であると考えます。

③一般民事紛争の解決

山田栄一郎

(日本司法書士会連合会紛争解決支援推進対策部
ADRワーキングチーム部委員)

(1)紛争の概要と結果

自治会内の紛争事例で、X自治会が自治会館敷地を個人から自治会名義に変更しようとした際、現共

有名義人の1人から同意が得られない、という内容。自治会内での訴訟提議にすると、その後の人間関係悪化への懸念があるため、話し合いで解決したいとADRを利用し問題解決した事例。3回目の期日終了後、登記手続に協力するとの連絡が入り、X自治会は目的を達成したためADRを取り下げた。



事例報告3 山田栄一郎

(2) 解決のポイント

- ・ 期日会場を相手方の自宅近くの公共施設を利用し、開催場所をできる限り当事者の要望に合わせたことで出席のハードルが下がった。
- ・ 相手方の争点は、対象地に関する権利主張ではなく、過去の別の問題に起因する自治会運営への抗議であった。しかし、調停人は土地名義問題と相手方の主張は無関係であると切り捨てず、また積極的に関連付けることもせずじっくりと期日を運営した。

(3) 所感～期日会場について

この事例では合意書作成や和解契約ではなく取下という扱いでしたが、問題が解決した以上、解決事例だという考え方は理解できました。相手方の争点が申立ての論点と違っていても、調停人が真摯に話を聞いたことにより、目的が達成できたのだと考えます。

期日会場に関しても、センター内だけではなく、現場期日等当事者に合わせた会場を用意することの重要性も感じました。

④ ペット関係・自転車事故紛争の解決

光永謙太郎

(日本行政書士会連合会裁判外紛争解決手続(ADR)推進本部員)

(1) 紛争の概要と結果

ドッグランにおける犬同士の喧嘩による咬傷事件(大型犬が小型犬を噛んだ)による紛争解決事案。数時間の話し合いの後、合意形成し治療費全額とタク

シー代の一部を加害者が支払うことで解決に至った。

(2) 解決のポイント

- ・ ペットに関するトラブルは、感情の対立が大きいという特徴があり、当事者同士のコミュニケーションの齟齬がある部分を中立公正な第三

者である調停人が双方の主張を聞くことにより、当事者間のコミュニケーションの齟齬をなくし、自分たちが抱える共通の課題と据え直し、自主的な解決に向かうことができた。

- ・ 自主的な解決ができると、約束の履行可能性も高くなる。

(3) 所感～調停人のスキルアップ(研修)について

事例の内容ではありませんが、調停人が当事者間の感情を受け止める能力を向上するため、東京行政書士会では調停ロールプレイや手続管理に関するゼミを月一回程度開催しているとのことでした。各センターにおいて、調停人スキルアップの基盤整備は重要課題だと考えます。

⑤ 個別労働紛争の解決

石谷隆子(全国社会保険労務士会連合会副会長)

(1) 紛争の概要と結果

雇用形態による紛争で、パート店員が店長から仕事上の指導とは無関係なことで陰湿かつ巧妙な嫌がらせを受けるようになった結果、出勤できなくなった申立事案。休憩時間もなく、未払賃金もあることから行



事例報告4 光永謙太郎



事例報告5 石谷隆子

政機関への相談も考えたが、その前に円満解決を希望し、社会保険労務士会にあっせんを申し立て、紛争解決した事例。期日一回目で、会社都合の離職票と未払賃金及び有給休暇手当相当分を含めた解決金において合意し、和解契約を締結し紛争解決した。

(2) 解決のポイント

- ・ 労務管理の専門家である社会保険労務士が労働基準法等の法的説明を加えながら説明し、事業主の理解を得た。

(3) 所感～費用について

事例の内容ではありませんが、社会保険労務士のADRセンターでは社会貢献活動の一環としてセンター運営をしており、多くの社会保険労務士ADRセンターでは費用の無償化を実施しているとのことでした。我々のADRに関しても、業として成立させるか、社会保険労務士のように社会貢献活動として運営するのか等、センター運営理念の構築には難しさを感じました。

⑥ 境界、近隣紛争の解決

北村秀実(日本土地家屋調査士会連合会理事)

(1) 紛争の概要と結果

道路境界確定において、道路対面所有者との同意が得られなかった事案で、確定申請者と道路対面所有者とで話し合いの機会を持つため、土地家屋調査士ADRセンターで調停を行った事例。登記簿面積と実測との対比、近隣土地の境界線の位置を示した図面を元に話し合いをし、当事者間の合意を得て和解契約を締結し紛争を解決した。



事例報告6 北村秀実

(2) 解決のポイント

- ・ 訪問説明を担当する推進委員が、訪問による応諾誘因時に信頼関係の基礎が築けた。
- ・ 土地境界に関する専門性の高い土地家屋調査士より、客観的資料を分かりやすく説明したことで相

手方の理解の促進につながった。

(3) 所感～推進委員の存在について

紛争当事者を同じテーブルについていただく段取りが非常に難しいことから、訪問説明をする推進委員の存在は非常に大きなものがあります。弁護士の積極的参加による共同受任体制は、期日進行や契約書作成に関し、今後も有効に機能していくと考えます。

⑦ 家事(離婚等・子の監護)紛争の解決

川島克己

(家庭問題情報センター ADR 事業部調停人)

(1) 紛争の概要と結果

夫婦間の紛争で、夫のDVに耐えられない妻からは、離婚及び婚姻費用の分担を求め、夫からは夫婦関係調整及び子供との面会を求めた事例。期日は3回で成立し、当分の間別居する合意、婚姻費用分担の合意及び子供の面会交流に関し合意し、公正証書により調停調書が作成され解決した。



事例報告7 川島克己

(2) 解決のポイント

- ・ 夫に婚姻継続意思が強いことから、夫婦間のコミュニケーションの改善を助言し、子供の情緒の安定を図ることを最優先すべきことを当事者双方に働き掛け双方の理解を得た。
- ・ 当法人が長年実施してきた面会交流援助活動を当事者が利用でき、この事例の合意を促進した大きな理由となった。

(3) 所感～期日の進め方について

こちらのセンターでは原則同席で話し合いを進めるため、当事者の双方又は一方が同席に反対である場合は申立てを受理しないとのこと。我々のセンターではケースに応じて、同席、個別の期日を使い分けながら進行することが望ましいと考えます。

⑧金融(証券関係)紛争の解決

青木一郎

(証券・金融商品あっせん相談センター専務理事)

(1)紛争の概要と結果

FX取引による紛争で、金融機関から十分な説明を受けないまま金融商品を購入し、損害を受けた者が申し立てた事例。2回目のあっせんで、1回目に提示の賠償額を引き下げた和解案を提示し、双方がこれを受諾して和解が成立し解決した。



事例報告8 青木一郎

(2)解決のポイント

- 金融商品取引法第156条の44に特別調停案の提示条項があり、紛争解決委員は和解成立の見込みがない場合、特別調停案を提示でき、金融機関側が特別調停案を争う場合には、訴訟を提起しなければならない。本件では、申立人が裁判になっても構わないとの意向を有していたこともあり、特別調停案提示が可能な状況にあった。特別調停案の提示の可能性を示すことにより、被申立人である金融機関は和解に応じた。
- 金融商品取引法第156条の44第2項第2号による手続応諾義務、同2号による資料提出義務があり、利用者の保護及び紛争の解決の実効性が法的に確保されている。

(3)所感～法による権限強化について

固有の法制度から、紛争当事者がADR調停のテーブルに着き解決を図れる形となっています。我々のADRにとって、法的に縛って話し合いを行うことは、即時的にはなじまないと感じておりますが、紛争当事者が裁判となる前に調停を行える機会が増えることに関しては魅力を感じます。

⑨消費者紛争の解決

井口尚志

(国民生活センター紛争解決委員会事務局参事)

(1)紛争の概要と結果

70歳女性が商品販売展示会において、総額500万円の商品を購入した事案で、クーリングオフに応じない販売会社との紛争解決事例。

(2)解決のポイント

- ADRセンターが消費者の後見的役割を担っており、消費者に寄り添った対応ができる。
- 仲介委員と事務局は、全国消費生活相談情報システムデータから当該事業者に関する同種相談の内容及び過去のADR事案等をチェックでき、ある程度の解決の方向性を確認することができる。

(3)所感～行政型ADRと民間型ADRの対比について

今回報告した9つのADRのうち、唯一の行政型ADRであり、手続費用等は無料とのことでした。土地家屋調査士が日々の業務として取り扱っている土地境界確認作業においても様々な問題を解決しておりますが、それと同様に土地家屋調査士が関わる民間型ADRの枠組みがありますので、利用者にとっては問題解決の選択肢が多様にあることは重要であると考えます。



事例報告9 井口尚志

パネルディスカッション

ADR3.0：これからの日本社会におけるADRの役割～「介護」「自動運転」「ネット取引」とスマートADR～
敬称略

モデレータ 垣内秀介(東京大学教授・日本ADR協会調査企画委員)

パネリスト 浅田浄江(消費生活アドバイザー)
一場和之(弁護士・日本ADR協会調査企画委員)

児玉安司(弁護士・一橋大学客員教授)
工藤陽一郎(弁護士)
佐藤昌之(ITS Japan法務主査・日本ADR協会調査企画委員)
林 大介(国民生活センター相談情報部相談第3課長)
万代栄一郎(ODR Room Network代表取締役・日本ADR協会調査企画委員)

パネルディスカッションでは、今後の日本社会とADRへの潜在的ニーズ、ADRのますますの活躍が期待される分野、技術革新によるADRの進化等について議論が進行しました。

土地家屋調査士に向けての記事ですので、各論は避けませんが、超高齢化社会における振込詐欺や高齢者施設内における誤飲事故等の紛争解決や、技術革新による分野で、自動運転車事故処理におけるADRの可能性等が議論されました。

おわりに

ADR法施行から10年が経過し、日本の司法文化は独自の進化をしております。この10年間、ADR

(推進)法の廃止や改正がなかったことを考えると、国民がより身近にADR制度を利用できている、という一定の評価が見えます。更なる発展に向けては、9つの事例等から感じた論点だけでも、情報共有、申立・解決方法の柔軟性、期日会場、調停人のスキルアップ(研修)、費用、推進委員の存在、期日の進め方、法による権限強化、行政型ADRと民間型ADRの対比等があり、このシンポジウムによりADRの拡充・活性化に向けた議論・研究の更なる土台作りができたのではないのでしょうか。

9つの事例発表に関して、一例につき5分程度と非常に短い時間の中で内容を整理し、ご報告いただきました。更に聞きたかったこと、今後聞きたいこととしては、失敗事例、問題が解決したと思われる取下事例、今回の9つの事例にはなかった仲裁判断の事例等が挙げられます。

今回のシンポジウムはADR全般に関するものであるため、感じ取ったことや所感を交えて開催報告としました。最後に、土地家屋調査士によるADRの更なる発展を願ひまして報告を終わります。

広報員 石瀬正毅(東京会)



パネルディスカッション



会場風景

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 48

佐賀会 『さが桜マラソン』

佐賀県土地家屋調査士会 稲葉 伸理

2017年12月の会報「土地家屋調査士」NO.731を何気なく読んでいたら「愛しき我が会、我が地元」Vol.46に大分会の『仏の里くにさき』の記事が目に残りました。

11月20日、この「仏の里くにさき」で「とみくじマラソン」なるものが開催され、私はその大会に出場していたからです。実のところをいうと、本当は山口県で12月開催の「防府読売マラソン」に出るつもりでしたのです。ところが、最近のマラソン人気で先着順の大会はエントリーの段階で「クリック合戦」という、自宅のパソコンの前で戦いが始まっていて、私はその戦いで敗れてしまっていたのです。

数か月の間、膝の故障で練習もできず苦しんでいて、やっと故障が治っての待望の復帰戦の予定でした。そのためエントリーできずに失意のどん底状態(ちょっと大げさ)。そこで、年内開催の大会で、まだエントリーできる大会を探していたところ、この「仏の里くにさき・とみくじマラソン大会」が目飛び込んできたのです。「まだエントリー可能だ！よし！」とパソコンでポチッとエントリー！土地家屋調査士の仕事もオンライン申請！マラソン大会もオンラインでエントリー！便利になると同時に後戻りできない不便さも…。

さてさてその大会、コースは普通の周回コースですが、アップダウンが激しいコースでいいタイムで走ることは難しそう。事前に峠や山のコースで練習し、登りでスピードがあまり落ちないように対策していきました。私が住む唐津から大分は遠い上に低温予報で、途中の道路の状況が不安で前日に乗り込みました。大分なので頭の中のイメージは温泉街別府。ところがここは温泉どころか観光地的感じがあまりない。温泉は諦めて弁当買って早めに寝ることに。ネットで調べて近くに空いている宿が無かったので、測量車の荷物を降ろして車中泊の準備をしてきました。同じような選手がたくさんいて、そういうキャンプ気分の交流もまた楽しいものです。でも、文頭に書いた記事がもっと前に出ていたなら、筆者の中

野先生を訪ねてみたかったなぁと思いました。

レース当日、朝は風も強く寒いのなんの。ウェアの寒さ対策と、トイレが近くならないようにスタート前の水分は控え目にして、顔も知らない選手たちと交流しながらスタートを待つ。みんなじっとしてられず、足をジタバタしながら声を掛け合い、アップしたりトイレに行ったり…。スタートまでの待ち時間が凄く長く感じました。スタートしてからは体が徐々に温まり気持ちよく走れました。想像していた激しいアップダウンも事前の練習コースよりも緩くて対策バッチリ！沿道の地元の方々の声援も温かく元気をもらい、思った以上の好タイムで(3時間35分)でゴール！いい復帰戦になりました！

地元開催の「さが桜マラソン」は毎年出ている大会ですが、ここ数年は足の故障でいいタイムで走れていません。楽しく走れているのでよいのですが、出来ればタイムもよければもっと嬉しい。今シーズンの目標は、この「さが桜マラソン」(3月18日)で3時間30分を切って以前の脚力にまで戻すこと。「仏の里くにさき・とみくじマラソン大会」はとってもいい試金石になりました。「さが桜マラソン」のコースはほとんどフラットで田園風景が広がり、あの有名な「吉野ヶ里歴史公園」が折り返しになっています。全国的にも好タイムが出る大会として評判です。施設の受入れ態勢やボラン



ティアスタッフ、沿道の声援等の評判もよく、地元民として誇りに出来る大会です。機会があれば是非、観に来てください。いや、是非参加してみてください！

地元であるということは知り合いも多く、選手も沿道の応援者の中にも顔見知りがいったり、もちろん土地家屋調査士の先生方の声援ももらえて、たくさん元気がもらえます。きつくなってペースが落ちて来た時に、そんな仲間の声援があると急に元気になってきます。人間って不思議なものです。知らない力がきつとどこかに潜んでいるのですね。やっぱり一人では生きていけない生き物なのです。

仲間がいるということは嬉しい事ですね。マラソンやトライアスロンを始めて今までとは違う仲間がたくさん出来ました。これも財産です。土地家屋調査士の仲間も役職を受けてからまたその輪が広がり



つつあります。自分の事務所の仕事を一生懸命こなしてこそその楽しさと仲間ですが、その繋がりは大切にしていきたいものです。

群馬会 『地味にスゴイ！上野がある』

群馬土地家屋調査士会 広報部長 新井 清史

日本テレビ系で「秘密のケンミンSHOW」という情報番組があります。各県の県民性、地域文化、習慣などを紹介するバラエティ番組です。他県との違いを面白おかしく感じさせてくれる内容です。日本全国同じだと思っていたことが、群馬県特有の慣習だと理解すると、郷土愛は深まりますが、かといって広く自慢できるものでもありません。

2017年の都道府県別魅力度ランキングで、群馬県は41位。そもそもこんなランキングが必要なのか？と思いますが(笑)。ちなみに本県を含む北関東4県は全て、ランキング40位以下というまとまりの良さです(栃木、埼玉、茨城会の皆様ゴメンナサイ)。魅力のない県なんてどこにもない、目立っていないだけなのです。

そんな中、昨年10月31日夜中にパリ(ユネスコ本部)から朗報が届き、翌11月1日の新聞紙面にある決定事項が飾りました。群馬県高崎市にある、三つの古代石碑がユネスコ(国連教育科学文化機関)の「世界の記憶」に登録されることになったのです。この「世界の記憶」には、[ベートーベン交響曲第9番]の手書き楽譜、[アンネの日記]も登録されています。

歴史的な出来事を記録した文書、図面、写真などを保護し、その価値を世界的に知ってもらうためユネスコが始めた事業です。我が群馬県では2014年に富岡市の富岡製紙場と絹産業遺産群が世界遺産に登録されており、ユネスコの三大遺産事業への登録は県内で二件目となりました。

この三つの石碑を「こうずけさんび上野三碑」といいます。こうずけ上野とは昔の群馬県地域の呼称です。三碑とは、やまのうえひ山上碑、たごひ多胡碑、かないざわひ金井沢碑の三つの石碑を指します。飛鳥・奈良時代(7～8世紀)のもので、日本では既に特別史跡(国宝と同価値)に指定されています。日本国内にある古代石碑は18例ありますが、その三つの石碑が直径3km内の狭い地域(図1)に集中していることは極めて希であり、しかも1,300年近く当時の形のまま残っていて、人々の手によって伝え守られてきたことは、日本人の特筆すべき国民性で奇跡に近いといわれています。

今回、「愛しき我が会、我が地元」と題して紹介しているのは非常に地味(筆者の私見です)な分類である「石碑」です。有名な世界遺産とは違い、目立たない存在で、放置すれば山中に埋もれてしまい、世界



図1 上毛三碑の位置関係

的な価値としてスポットライトが当たることはなかったでしょう。私たち土地家屋調査士が設置する境界標の有り様と重なる部分があります。隣接地所

有者合意の下で境界標を設置し、その位置の特定のため地積測量図を作成し、境界標の大切さを将来に受け継いでいく…。随時関心のあるものではありませんが、非常に大切なものです。今回のレポートで、昔からの日本人の気質が現在の土地家屋調査士業務にも反映されている部分が少ないからだと思うと、感慨無量です。

石碑の詳しい内容に関しては、私ごときが言及することは、研究をなされている方々に大変申し訳ありませんので、[上野三碑](#) (検索) をお願いいたします。

この上野三碑、3月9日(金)～3月11日(日)まで、普段は閉じられている覆屋の扉を開けて一般公開されるそうです、ちょうどそのころ高崎市内は広大な榛名梅林、箕郷梅林が見頃を迎えます。群馬県は全国屈指の温泉大国でもあります。いにしえの文化に思いを馳せながら湯につかり、花を愛でる。この絶好の機会に是非、群馬にいらしてください。



三碑のひとつ「多胡碑」が設置されている覆屋



公開日以外はガラス越し見学



多胡碑「1,300年前の文字が刻まれている」



山上碑の手前の長い階段

第14回 全国青年土地家屋調査士大会 in 岩手

実行委員長 石坂 晋哉(岩手会)

東日本大震災から6年がたち、ようやく復興への道筋が見えてきました。全国の同志の皆様からたくさんのご支援を頂いたそのお礼と報告の意味も含め、平成29年11月17日～18日、全国青年土地家屋調査士大会を岩手県盛岡市で開催しました。

今回で14回目を迎える全国青年土地家屋調査士大会ですが、近年多数の参加を得ている盛況振りの恩恵にあずかり、岩手大会においても約220名の参加を頂き開催することができました。

開催が決まる以前から多数の方々から岩手開催を望む声を頂いており、被災県の土地家屋調査士として東日本大震災の復興に携わった取組を全国に発信することが責務と感じておりました。

11月17日は体験型見学会として、沿岸被災地を視察するツアーを開催。平日にもかかわらず、北は北海道、南は熊本まで多方面から参加していただきました。道中のバスの中では築場弘貴氏、中村允氏(共に公益社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会社員)から土地家屋調査士として復興にどう携わってきたかを紹介。倒壊建物の調査業務、三陸復興道路の調査・登記申請業務、地図の街区単位修正作業等の復興関連業務について説明がありました。バスは今年度の不動産登記法第14条地図作成地区の一つでもある宮古市中心街を通過しつつ、三陸有数の景勝地、浄土ヶ浜へ。「さながら極楽浄土のごとし」といわれる情景でまずは旅の疲れを忘れてもらい、次の目的地はかつて世界最大級の防波堤があった田老地区へ。田老地区は県内でも特に被害の大きかった地区の一つです。町のシンボリック存在でもあった田老観光ホテルは6階建のうち3階まで



沿岸視察にて、田老観光ホテルとモニュメント

が津波被害に遭い、1階と2階は鉄骨のみが残された状態です。現在では震災遺構として保存されています。ホテルの敷地内では公嘱協会で設置したモニュメントも見学。設置場所では震源地に向かって2.18m移動した地殻変動量を示す矢印も明示。地震の大きさを一目で理解できる物でした。バスの移動は往復で約5時間。岩手の広さを存分に味わっていただけたかと…。

翌18日は盛岡駅前のホテルメトロポリタン盛岡ニューウィングの会場において、本大会へ。前夜祭の疲れも感じさせず、受付開始の1時間前から続々と会場入り。基調講演第1部は、「震災以降の活動報告」を下斗米佑太氏(岩手青調会副会長)が発表。前日のバス研修に参加できなかった方達へ、岩手県の土地家屋調査士の活動内容について改めて説明がありました。冒頭では地殻変動による電子基準点の移動量を紹介。震源地から最も遠い「久慈」ですら0.90mの移動。実際に揺れを体感した私でも自分が1mも移動していたとは全く想像しておらず、このデータには驚きました。震災後の取組としては、まずは会員の安否確認。残念ながら会員1名行方不明、他にも1名震災後の過労により亡くなりました。人命だけでなく事務所や自宅の被害は免れませんでした。その中で全国から送られてくる支援物資には、土地家屋調査士同志の絆の深さを感じずにはいられません。その後はガレキ撤去のボランティアや登記無料相談、登記基準点の移動量観測なども実施。また、当時3月14日に電子基準点の測量成果が公表停止された際に登記基準点が役立つことも説明がありました。

第2部では、弁護士の寶金敏明先生を講師に～境界問題は、強権問題!? 悪徳大金持ちの横暴に真実の筆界の行方は…～と題し、ケース研究を行いました。一見、よくある境界問題。と思いきや中身は複雑な状況が絡み合い、一筋縄では解決できないケース。一つ一つの問題に対し、分かりやすく、時にユーモアを交えつつお話を頂き、時間がたつのも忘れておりま



弁護士 寶金敏明氏

した。筆界、所有権界に続き、公物管理界まで登場。筆界特定や訴訟による争い方などの話を聞くにつれ、土地家屋調査士としての業務の奥深さを改めて実感。まだまだ寶金先生から学ぶ事はたくさんあるので、今

後も継続的にご教授願いたいと思います。

講演後は、同会場で懇親会が開催されました。懇親会の裏テーマは「おもてなし」。参加者に岩手を存分に満喫していただきたいと企画。ミスさんさによる華やかなさんさ踊り、盛岡3大麺の一つじゃじゃ麺や三陸海の幸のお振る舞い、参加者の皆様からのお土産を含めた地酒コーナーも用意。各県代表によるわんこそば大会も開催されました。交流を深め、情報交換し、土地家屋調査士の未来を熱く語り合う懇親会も終わりが近づいたところで、岐阜県が来年の開催地に立候補され、無事に旅先が決まったところで懇親会もお開きとなりました。

前回の神奈川大会でも議題に上がった「大規模災害における土地家屋調査士の役割」、岩手だけに限らず被災県の経験が少なからず今後に活かされることを願っています。



ミスさんさのさんさ踊り



各県代表による、わんこそば大会



次回開催地、岐阜県への引継ぎ

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



12月16日
～1月15日

年が明けると、水道橋の街は一気に受験モードに入ります。水道橋周辺は多くの大学や専門学校のキャンパスが存在することもあって、受験生の熱気と付添いの保護者さんの心配そうな顔でいっぱいですが、多くの皆さんが希望あふれる春を迎えることをお祈りしつつ、私たちも平成30年度に向け、しっかりと準備を整えています。

12月

19日 『土地家屋調査士白書2018』座談会

土地家屋調査士白書も三回目の発刊準備である。今回の特集記事は「所有者不明土地」をテーマに東京財団の吉原氏、森ビル株式会社の藤巻氏と岡田による座談会を開催する企画だ。自前で用意した会長室のクリスマスツリーをバックに意見交換をさせていただいたが、目の前の事象に対処するのみならず、地域がプライドを持てる施策につなげる意識に着目。

26日 第2回マンション関連検討PT会議

私たち土地家屋調査士が、限りなくそのほとんどに関与しているマンション(区分建物)関連の表示に関する登記に関して、様々な事例を収集・整理した内容の書籍発刊を視野に入れて組成したPTであるが、具体的な動きに関して協議願ったところである。

26日 年末の挨拶廻り

柳澤専務理事と共に今年一年、お世話になった関係各所へ年末のご挨拶に伺う。酉から戌へのバトンリレーも後一週間足らずだが、本当に1年の経過が早く感じるようになった。

1月

7日 岐阜会大保木正博会長ご母様の葬儀に参列
岐阜の大保木会長のお母様の葬儀に向かうため、雪景色の中を飛騨高山へ向かう。常々「足るを知る」ことを教えていただいたお母様の思い出をお聞きしながらのお別れであった。合掌。

8日 日本災害復興学会2017年度定時総会

雪の高山から兵庫県の西宮へ折り返し、関西学院大学で開催された日本災害復興学会の定時総会へ出席。連合会は当学会の賛助会員となっている。会場の西宮上ヶ原キャンパスは、日本でも有数の美しいキャンパスといわれているとおり、広々とした空間に統一かつ有機的な校舎が点在している。学会の総会では、馴染みもある多くの研究者の先生方へ新年のご挨拶をさせていただいた。

9日 日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会新年挨拶交換会

例年、新年賀詞交歓会は日本弁護士連合会が最初に開催されるが、本年も上川法務大臣はじめ法曹界から多くの方々が出席され、新年のスタートを切るのにふさわしい交換会であった。加賀谷、戸倉、小野の各副会長と柳澤専務理事にも同行願う。

9日 更生保護法人日本更生保護協会 新年賀詞交歓会

日本更生保護協会の新年賀詞交歓会にもお邪魔する。法務省出身の方が多く参加されており、旧知の皆さんと親しく新年のご挨拶をさせていただいた。

9日 年始挨拶回り(関係官公署、関係団体、議員会館)

午後からは、法務大臣、副大臣、政務官をはじめとする、関連各所への新年挨拶に伺う。どこへお邪魔しても、地図作成、所有者不明土地問題、空き家問題への土地家屋調査士の関与を期待されていることが話題となり、身が引き締まる思いである。

9日 [第19回]金融法務新年賀詞交歓会

きんざい本社ビルにおいて開催された「金融法務賀詞交歓会」へ鈴木常任理事と共に参加。この新年会は、例年、一時間程度の講演会がセットされており、今回は「民事基本法制の動向について～最近のトピックを中心に～」と題し、民法改正の要点や法

制審議会における調査審議の状況等に関して興味深くお聞きしたところだ。

10日 第11回正副会長会議

改めて、旧年中の激務対応と新年の協力体制に感謝させていただいた後、正副会長会議に入る。各副会長、専務理事から活動報告を受け、懸案事項を整理して午後からの常任理事会に臨むこととする。

10日、11日 第6回常任理事会

年明け早々の常任理事会となったが、制度が抱える課題に関して審議と協議を行う。各副会長、常任理事とも正月休み返上で在宅にて会務に当たってくれた様子を垣間見ることができたところである。

11日 日本税理士会連合会 平成30年新年賀詞交歓会

常任理事会終了後、日本税理士会連合会の新年賀詞交歓会へ出席。昼間の開催ということもあり、アルコールは遠慮する。来賓の国会議員の先生方からは、年明けの株価が高値を付けたことを受け、一層のデフレ脱却、景気を実感できる施策に重きを置く挨拶であった。

11日 平成30年全国宅地建物取引業協会連合会・全国宅地建物取引業保証協会 新年賀詞交歓会

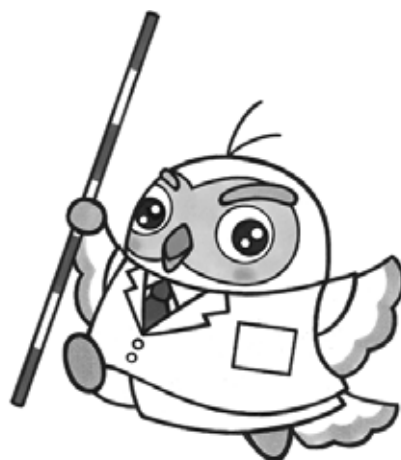
夕方からは宅建協会連合会の新年賀詞交歓会である。新年会も所変われば、段取りから受付、演出まで様々な特色があって、興味深いものである。いずれの新年賀詞交歓会とも、他士業、関連官公庁の方も多く出席しており、貴重な意見交換ができる時間でもある。

12日 一般社団法人全国測量設計業協会連合会 平成30年賀詞交歓会

私たち土地家屋調査士とも関連の深い「全測連」の賀詞交歓会に出席。国交大臣をはじめとして、国土交通省から多くの来賓が参加されており様々な情報交換をさせていただいた。測量業界も人手不足と技術者不足が深刻で、イメージアップにも力を注いでいるそうである。

15日 漆原先生の慰労会

公明党土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会の会長として、大変お世話になってきた漆原先生が、政界から勇退されたことを受けて、全国土地家屋調査士政治連盟の横山会長、椎名幹事長、連合会から柳澤専務理事と共に慰労会を開催させていただく。これまでのご厚情に感謝申し上げるとともに、今後も様々な相談に伺うことを了解いただき、心強い限りである。



12月

18日

第2回筆界特定制度推進委員会

<協議事項>

- 1 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携について
- 2 筆特活用スキームの活用促進について

筆界特定制度推進委員会・日調連ADRセンター合同会議

<協議事項>

- 1 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの連携について

19日

第3回日調連ADRセンター会議

<協議事項>

- 1 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの連携について
- 2 各土地家屋調査士会ADRセンターの活性化に向けた方策について
- 3 ADR法の改正に関するアンケートについて

19日、20日

第4回研修部会

<協議事項>

- 1 全国統一方式による新人研修の実施及び更新研修制度について
- 2 ADR認定土地家屋調査士の研修について
- 3 平成30年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 4 研修部における平成30年度の会議日程(案)について

20日、21日

第5回財務部会

<協議事項>

- 1 中長期的な財政計画の検討について
- 2 予算執行の適正管理について
- 3 親睦事業の検討及び実施について
- 4 各種保険への加入の促進及び共済会事業への支援について
- 5 土地家屋調査士国民年金基金への加入の促進について
- 6 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 7 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程(役員・職員)の運用について
- 8 各種委員会委員等への報償費の支出方針について

9 資金運用について

10 桐栄サービス取締役の後任人事について

11 日本土地家屋調査士会連合会会計規則及び日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の改正について

12 平成30年度の会議予定について

13 平成30年度予算(案)について

21日、22日

第2回地区対策室会議

<協議事項>

- 1 法務省不動産登記法第14条地図の在り方、同地図作成作業の進め方及び震災関係等の課題について

1月

10日

第11回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成29年度第6回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

10日、11日

第6回常任理事会

<審議事項>

- 1 所有者不明土地・空き家問題対応チーム(仮称)の組成について
- 2 「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会」への対応PTの組成について
- 3 制度対策本部員の追加選任について

<協議事項>

1 平成29年度第2回全国会長会議及び平成30年新年賀詞交歓会の運営等について

2 各種委員会委員等への報償費の支出方針について

3 中央実施型の新人研修について

4 平成30年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について

5 全国8ブロック協議会長から提出された建議書への対応について

第6回常任理事会業務監査

15日

第4回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第13回土地家屋調査士特別研修への対応について

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

平成29年12月1日付

東京 8019 岩館 武
 神奈川 3078 山本 竜
 千葉 2190 石田 善一
 兵庫 2494 原 靖範
 和歌山 439 大東 康宏
 愛知 2947 水戸みどり
 愛知 2948 金津 貴博
 広島 1890 志和 京子
 福岡 2313 入江 啓介

平成29年12月11日付

東京 8020 戸辺 力也
 群馬 1066 藤吉 智広
 広島 1891 青木 誠

平成29年12月20日付

東京 8021 佐々木 宏
 東京 8022 井上 裕貴
 東京 8023 竹下 是央
 愛知 2949 天野 直秋
 愛知 2950 櫻井 知彦
 愛知 2951 早川 大三
 岐阜 1288 廣瀬 泰輔
 宮城 1035 常川 哲也
 旭川 300 小林 裕之

登録取消し者

平成29年5月9日付

東京 6642 宮越 隆

平成29年9月17日付

福井 442 吉村 章宏

平成29年10月22日付

福島 1352 岩本 徹

平成29年10月30日付

長野 1682 吉澤 邦夫

平成29年10月31日付

東京 6579 岩館 隆

平成29年11月7日付

奈良 250 寺西 基之

平成29年11月14日付

東京 4524 豊田 秀夫

平成29年11月17日付

和歌山 274 和田 房行

平成29年11月21日付

大阪 1779 河井 要祐
 愛知 1406 寛 久俊

平成29年12月1日付

静岡 982 伊奈 建彌
 長野 2132 小幡 和彦
 奈良 197 小野 隆雄
 札幌 421 志賀 正

平成29年12月11日付

神奈川 425 古崎 泰也
 神奈川 1713 室 重之
 長野 2173 鈴木 雅則
 石川 552 氷見 勇人
 長崎 758 森田 誠
 熊本 729 佐田 榮胤
 山形 642 岡部 信夫
 山形 1013 長岡庄一郎
 山形 1034 軽部 隆
 山形 1176 安達 一義
 秋田 917 鈴木 誠
 愛媛 589 本田 恒宣

平成29年12月13日付

東京 6523 西尾 勉
 東京 7762 森 隆
 東京 7845 相馬 豪
 東京 7861 奥井 信也
 神奈川 1646 山本 富雄
 神奈川 2897 佐藤 正和
 神奈川 2928 佐伯 卓郎
 千葉 823 櫻井 一正
 栃木 863 佐藤 泰夫
 群馬 842 深代 伸彦
 静岡 929 杉井 潔
 大阪 2340 村田 啓道
 大阪 3172 和田 匡広
 京都 607 高山 智之
 京都 822 三浪 順
 京都 861 杉井 亨
 兵庫 1378 木村 澄夫
 兵庫 1888 島崎 雅和
 奈良 295 吉田 誠宏
 奈良 370 中谷 稔
 愛知 1820 鳥居 達雄

愛知 2446 近藤 邦彦
 愛知 2538 中西 治久
 愛知 2607 塚本 邦男
 愛知 2636 小田 正春
 広島 1640 大可 二郎
 広島 1851 近藤 実
 山口 940 吉岡 英治
 宮城 563 菊田紀久男
 青森 615 角田 俊雄

平成29年12月20日付

東京 7666 丸岡 郁志
 東京 8000 中山 洋平
 茨城 1403 小澤健一郎
 愛知 1765 内藤 澄夫
 愛知 2257 鈴木 良明
 札幌 1013 高野名敏明

ADR認定土地家屋調査士登録者

平成29年12月1日付

富山 512 菊池 陽介
 広島 1890 志和 京子
 山口 961 越智 隆次
 山口 963 山根 良吾
 鹿児島 1042 上村 裕一
 宮崎 796 河野 良太
 宮崎 801 中村 安孝
 宮崎 804 湯地 一生
 香川 635 西井 俊二
 高知 670 櫻木 徳男
 高知 672 有光 壮太
 高知 673 岡林 昌彦
 高知 676 西尾 是志

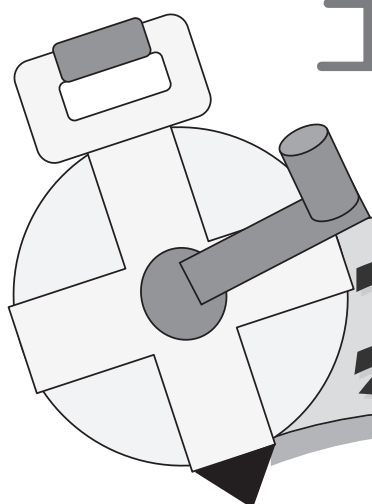
平成29年12月11日付

大阪 3274 峯本 大志
 福島 1485 柴山 大輔
 福島 1491 石塚 裕子
 青森 766 對田 修司
 青森 773 木村 信秀
 高知 671 尾崎 真紀

平成29年12月20日付

岐阜 1288 廣瀬 泰輔
 福島 1481 樟山 裕康
 青森 770 福津 隆史

土地家屋調査士 賠償責任保険



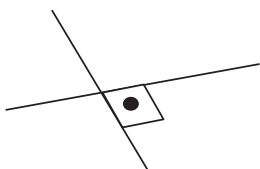
募集中

情報漏えい賠償責任補償特約
の付帯をおすすめします。



お支払例①

測量の際、境界標の設置を誤り、誤った面積を登記したために顧客に損害を与えた。



お支払例②

事務所のパソコンがウイルスに感染し、顧客の個人情報漏えいしたことによる損害賠償請求を受けた。



お支払例③

境界確認のための立会の際に、立会人がころんでけがをし、通院した。



ポイント!

調査士に賠償責任が発生しないケースでも見舞金の対象となります。
*ただし、事前に保険会社の同意が必要となります。

保険期間：平成30年4月1日から1年間

中途加入可能です。毎月20日締切・翌月1日補償開始となります。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

B17-101858 使用期限：2019年4月1日

平成29年度土地家屋調査士試験の結果について

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第6条第1項の規定による平成29年度土地家屋調査士試験の合格者が発表されました。

同試験の結果の概要は、下記のとおりです。

なお、平成29年度土地家屋調査士試験合格者の「受験地・受験番号・氏名」は、平成30年1月5日付け官報に掲載されています。

記

試験日	筆記試験(8月20日)、口述試験(11月17日)	
出願者数	5,837名	
受験者数	4,600名(午前の部の試験を免除された者であって午後の部を受験した者並びに午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。)	
合格者数	400名(男374名・93.5% 女26名・6.5%)	
筆記試験合格点	午前の部の試験を受験した者	午前の部の試験 満点100点中72.0点以上 かつ 午後の部の試験 満点100点中81.0点以上
	午前の部の試験を免除された者	午後の部の試験 満点100点中81.0点以上

(午前の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点60点中30.0点に、記述式問題については満点40点中33.0点に、午後の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点50点中37.5点に、記述式問題については満点50点中36.0点にそれぞれ達しない場合には、それだけで不合格とされた。)

平均年齢 40.23 歳
 最低年齢 20 歳 1 名
 最高年齢 71 歳 1 名 ※年齢は H29.12.8 現在

生年別合格者数

生年	人数	生年	人数	生年	人数
平成9年	1	昭和54年	18	昭和37年	4
平成7年	2	昭和53年	21	昭和36年	4
平成6年	1	昭和52年	21	昭和35年	3
平成5年	4	昭和51年	22	昭和34年	3
平成4年	1	昭和50年	11	昭和32年	3
平成3年	6	昭和49年	16	昭和31年	2
平成2年	7	昭和48年	33	昭和30年	3
平成1年	7	昭和47年	10	昭和29年	2
昭和63年	10	昭和46年	13	昭和28年	2
昭和62年	13	昭和45年	11	昭和22年	1
昭和61年	15	昭和44年	6	昭和21年	1
昭和60年	12	昭和43年	9	合計	400
昭和59年	11	昭和42年	5		
昭和58年	15	昭和41年	5		
昭和57年	19	昭和40年	8		
昭和56年	19	昭和39年	8		
昭和55年	11	昭和38年	1		

受験地別合格者数

受験地	人数
東京	144
大阪	61
名古屋	81
広島	13
福岡	51
那覇	1
仙台	24
札幌	12
高松	13
合計	400

ちようさし俳壇

第393回



盆梅

深谷健吾

床の間の盆梅父の死を知らず
奥飛驒の雪解雫の家並かな
手をつなぐさまに火の駆けお山焼
旧正や蛇踊練りて中華街
まんさくは故郷の花母の花

当季雑詠

深谷健吾選

茨城

島田

操

ネクタイの要らぬ暮らしやちやんちやんこ
惜しむとは山にもありて冬紅葉
鳥獣の命抱きて山眠る
近くより離れてよりの雪の山
平成もあと一年や年惜しむ

岐阜

堀越

貞有

日暮てもどんどんどんどんどんど焼
お役所の各課めいめい名刺受
生地きじのまま売られし独楽に色をつけ
老骨に鞭打ち仕事始かな
秘め事のなき世はいつか嫁が君

茨城

中原

ひそむ

窓下の洩れ灯明かりに虫すだく
霊泉と言はるる月の露天風呂
浮世絵の切手の封書酔芙蓉
廃坑の山が故郷鴟高音
音たてて水子地蔵の風車

島根

やまつつじ

留学の兄よりかかる初電話
故郷の路傍に咲くは野菊なり
御降りを受けて動ぜず豹の足

愛知

鍋田

建治

月冴ゆる路地裏街へはしご酒
親と子と共に竹馬作りかな

今月の作品から

深谷健吾

島田

操

ネクタイの要らぬ暮らしやちやんちやんこ
「ちやんちやんこ」とは、袖無が正しい名。
袖のない羽織に、綿が入っていて主に老人や
幼児が用いる。如何にも俳諧味のある季語で
ある。サラリーマンにとつては、ネクタイは
欠かせないもの。現役を退けば殆どが不要な
もの。閑居生活の一端を「ちやんちやんこ」の
季語を用いて俳諧味のある一句に仕立て上げ
た佳句である。

堀越

貞有

日暮てもどんどんどんどんどんど焼

「どんど焼」とは、「左義長」の傍題。正月に
行われる火祭の行事。小正月を中心に行われ
る所が多い。松飾りや注連飾を燃やす。この
火で餅や団子を食べると、この一年無病息災
になるといわれる。この行事は火勢の盛んな
のが喜ばれ「どんどんどんど」とはやし立てる。
日暮ても行われ、夜になると壮観であると聞
く。その情景を詠んだ一句か。「どんど」の反
復によりリズムの良い佳句となった。

中原

ひそむ

霊泉と言はるる月の露天風呂

「月」とは、春の花即ち桜に対して秋を代表
する季語。秋は気が澄むので月が最も美し
く見える。月と言えば秋の月をさす。「霊泉」

とは、不思議な効き目のある泉。即ち霊験の
ある泉のこと。提句は秋の月光を浴びて霊泉
の露天風呂に浸かっている情景を詠んだ一句
か。正に湯よし、月よしにより、心身ともリ
フレッシュでき生気を取り戻す感。詠んでい
て元気を貰う素晴らしい一句である。

やまつつじ

御降りを受けて動ぜず豹の足

「御降り」とは、元日に降る雨や雪のこと。
三が日の間に降るものをいう。御降りがある
と富正月といって豊穰の前兆とされた。提句
は、雪のちらつく寒い朝の初詣での一句か。
「豹」とは、狛犬の略で神社の社殿の前に据え
置かれる一対の獅子に似た獣の像のこと。提句
は、初詣の村人を見守っている狛犬の足に
着目し「動ぜず」と詠んだところが秀逸。「御
降り」の季語の斡旋の良い素晴らしい一句と
なった。

鍋田

建治

月冴ゆる路地裏街へはしご酒

「月冴ゆる」とは、冬の季語「冴ゆる」の傍題。
寒冷の意味であるが、寒さが極まって透き徹
するような感じをいう。特に深夜に強く感じ
る。尚、「冴え返る」は春の季語である。提句
は、忘年会の帰りであろうか。極寒の中、帰
れば良いのについつい路地裏の行き着けの飲
み屋さんへ年忘れの挨拶にとはしご酒。忘年
会シーズンの一場面を見事に活写。季語の「月
冴ゆる」が良く効いている佳句である。

土地家屋調査士国民年金基金と 個人の資産運用について

日本土地家屋調査士会連合会 顧問 水上 要蔵

土地家屋調査士国民年金基金発足(平成3年7月)当時、連合会副会長の席にあった私も、大下克信厚生部長と共に設立条件である3,000名の加入者を確保するため、単位会関係者の協力を得ながら、また不慣れな保険事業の案内役として千代田生命関係者の協力も得ながら、私自身単位会に会務で出張した機会等を通じ可能な限り奔走した。また地元支部にあっても、保険会社の勧誘員を案内しながら支部員の事務所を回って勧誘に協力した記憶がある。

そもそも国民年金基金の目的が、厚生年金や公務員共済などの年金給付額と、国民年金との給付額のギャップを埋める目的で考えられた制度である以上、同士たる土地家屋調査士の老後の生活の豊かさに貢献することは、組織体の活動として当然と考えて対処したことはいうまでもない。

今にして考えれば、既に政府は、押し寄せる高齢化社会に対応し、国民の誰もが年金によって生活できる社会を目指し、年金制度の抜本的改革の道順として現在の年金制度を統合する前提である給付の平均化への布石として、この制度を考えていたのかもしれない。

当時の日本経済は右肩上がりの好景気にあったが、その後バブルの破綻崩壊、不良債権を抱えた金融機関の破綻などもあって、土地家屋調査士の業務も低迷を続け、以前のような立ち直りは望めず低金利時代に入ってしまい、国民年金基金の看板ともいべき保証金利の低減を見ることとなった。

その様な経済状態と連動し、当土地家屋調査士国民年金基金の加入者も漸減し、現在では2,000名にも達しない現状となってしまった。一方、政府は国民年金基金統合の計画に沿って、25ある職能型国民年金基金を全国国民年金基金へ統合する組織的な方策の実行に着手することとなった。それが今日の実情である。しかし、組織体系に変更があっても国民年金基金の内容には全く影響するものではない。加入者の方々は、あらかじめその事を頭に入れてお

いてほしいと思う。

さて、時代の趨勢と将来を展望し、いま我々が考えなければならないのは、何と云っても老後の生活であろう。近い将来、国民の5人に1人が65歳以上の高齢者社会となるわけで、我々土地家屋調査士も例外ではない。卑

近な例だが、私と娘の二家族を例にとってみても、7人中3人が老人で働き手は娘夫婦と2人の子供達ということになり、高齢者社会の典型的な姿ではないだろうか。翻って老人たちの生活はどうであろうか、北欧の或る国のように穏やかな年金生活を送れる日が来るであろうか。国民年金の給付金だけでは到底生活を維持することなど望めないのである。

大型預金金利が5パーセント時代を経験した多くの国民が、7,000万円の預金があれば、金利だけで老後の最低生活は可能だと考えたこともあり、国民は節約に節約を重ねせっせと預金に走ったこともあった。しかし、今でも国民の無駄遣いを止めて老後のために預金を増やそうとする傾向と努力は変わらない。そこで提言があるのである。幾許の資産であっても無駄にしたくないならば、国民年金基金という資産運用に着目したらどうであろう。資産運用にはハイリスク・ハイリターンを望む投資もあれば、低配当でも元本の保証を優先する投資方法もある。一時のような不動産投資は止めて、投資信託か、株式投資なども考えられるが、利益先取りで利回りも悪くない国民年金基金ほど有利で安全な投資は考えられないのではないかと。ただ良いからといって無制限ではない。しかし、制限内である限り払込保険料が全額所得税課税額から全額落とすことができるという税法上の利点もある。正に一石二鳥といえよう。

生身の人間は予想外の出費を強いられる場合も無



いとはいえない。したがって、不時の出費に対応できる最低限の貯金も必要であるから、資産運用に回す国民年金基金保険料はそれ以外の余剰金を活用することになる。

私の場合は、国民年金基金設立時既に年齢的に会員となることはできなかった。年金給付を受けて三十数年になる現在でも、低額の年金給付に悔し涙を禁じ得ない。いまだに夫婦健在だからよいものの、もしどちらかが一人取り残されたとしたら、恐らく私ならば誰にも迷惑を掛けない、老人ホームへの入

所を選ぶだろうと思う。聞くところによれば、入所金はもとよりのこと、毎月の食費その他が十数万円必要と聞く。国民年金の基礎年金に対し、国民年金基金という付加年金が無いとしたら到底賄える金額ではないのである。幸いにして給付年齢に達しても更に収入のある方や、高額な資産をお持ちの方で年金を当てにしない方は別として、加入できる期間内に積極的に対応すべきであろうと思う。

国民年金基金は、資産運用の一形態であるとともに、自己投資の最たるものであると確信している。

鹿児島会

「趣味が登記を支える日」

鹿児島支部 岡 泰之



『会報かごしま』第92号

私の趣味は「芝生」です

メインの趣味が野球であること、仕事で地面を見る機会が増えたことがきっかけで、近年は「芝生」にハマっています。



調査士の仕事効率を下げる雑草

今年の夏も暑く、もりもり草木が生えています。私の地域は田園風景が多く、現場によっては測量よりも草刈りに時間がかかってしまうこともあります。特に空地、空き家、耕作放棄地は雑草を栽培しているんじゃないかと思ってしまうくらい生い茂っていて、雑草がなければどんなに仕事が効率化するかと思いつつながら日常業務をしています。

芝生は雑草対策になる

芝生は雑草対策になります。雑草が生えるのは、種や孢子が飛んできて発芽することから始まりますが、芝生が密集していれば雑草の発芽と成長のどちらも抑制してくれるそうです。びっしり芝生が生えている状態を作ることができれば、

そこにはほとんど雑草は生えないことになります。ゴルフ場のグリーンに雑草が生えていないのは、職員が頻繁に草むしりしているからではなく、芝生が雑草を防いでくれている、ということらしいです。

芝生は調査士と相性が良い ～芝生は背が低く、勝手に増える～

芝生には二種類の葉があります。その場で放射状に密集しようとする葉と、エリアを広げるために茎を外部に伸ばそうとする葉（「ほふく茎」といいます）です。ほふく茎が新たな領域に根をはり株をつくる、これを繰り返して芝生は勝手に増えていきます。まるで連結トラバース測量の様なイメージで成長していくので、調査士にとって親近感もてます。芝生は、横にはどんどん広がりますが、高さは伸びても地面から10cm程度に

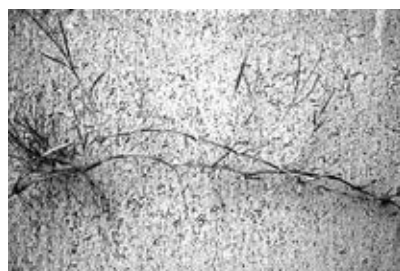
しかならない為、測量の邪魔をすることはありません、これも調査士にとって好感もてます。

相性をより良くするには ～芝刈りで密度が上がる～

芝生は刈れば刈るほど成長し、密度が上がるという特徴があります。芝生の成長の早い夏場には、毎週芝刈りしてもよいと言われています。この特徴は、芝生がヒツジなどの草食動物と共存できるように進化した結果だと考えられています。ゴルフ場のグリーンは、頻繁に芝刈りをした結果だそうです。すべての測量現場がグリーンの様な状態なら嬉しいですね。

不動産流通と芝生 ～芝生が増えると不動産流通が増える～

近年、自治体の空き家バンクなど、中古不動産市場についての情



「ほふく茎」

出典：東洋グリーン株式会社サイト



「グリーン」

出典：東洋グリーン株式会社サイト

報を目にする機会が増えました。私の地域でも中古不動産を流通させるために、自治体や業者がいろいろな工夫をしているようです。私見ですが、リフォーム前の安価な物件よりリフォーム後の物件が売れる、というように、見た目がきれいな物件ほどよく売れている気がします。雑草が生い茂ることで見た目が悪くなるだけでなく、虫が発生するなどして建物の老朽化も進みます。

雑草だらけの地域の雑草だらけの中古物件、売れにくいと思いませんか？

空地や空き家がきれいな芝生の地域、その中のきれいな芝生庭の中古物件、これなら売れやすくなると思います。売れやすくなるのであれば、空き家の持ち主は芝生が欲しくなることでしょう。

不動産流通と登記 ～不動産流通が増えると調査士の仕事が増える～

不動産が流通する地域は、登記測量の需要が増えます。地図も整理する必要性が高まるでしょう。つまり、私達土地家屋調査士にとって「芝生が増えると仕事が増える」ということです。

調査士業務と芝生を結びつけてみる

強引な発想ですが、こんなサイクルを考えてみました。

- ①調査士が仕事をすると芝生が増える
↓
②芝生が増えると不動産流通が増える
↓
③不動産流通が増えると登記測量の需要が増える

重要なのは、①をどうやって実現するか、ということです。

すでに、芝刈りロボットというのが存在します。自動お掃除ロボットに似た仕組みで、決まった範囲を自走してくれるようです。ソーラー充電もきっと可能になるでしょう。



「ロボット芝刈機」
出典：ホンダUKサイト

また、ドローンでの種まきや農薬散布などはすでに実用化されつつあるようです。

将来実現できるとして、こんな道具を考えてみました。

調査士の金属鉈とプラ杭に、専用のアンテナが付いており、(電子タグの様に電池不要のものが良い)調査士が測量した土地は、ロボットが自動で種まき、芝刈りをしてくれる

こんな付加サービスがあると分かれば、口コミが広がり、「芝生がほしいから調査士に測量してもらいたい」、という流れが実現できます。(技術面や他業種競争の論点等については、どなたかお知恵を貸してください)

このサイクルが実現できた時には、調査士会の研修題材に「芝生」が登場することでしょう。私は趣味を深めて、鹿児島県土地家屋調査士会の芝生担当に任命される日を待つことにします。



(参考)事務所敷地で芝生増殖実験中です。芝生領域は管理不要になりました。

編集後記

「何も咲かない寒い日は、下へ下へと根をのばせ。
やがて大きな花が咲く。」

～後藤清一～

お正月の休みボケから仕事モードに切り替えたと思ったら、もう二月。七草粥をいただいたのがつい最近のようです。皆様、節分には恵方巻に願いを込めましたか？我が家では、子どもから当然のごとくお面を渡され鬼役を務めています。豆を投げるスピードが年々早くなっているようです。これを成長と捉え素直に喜んでよいものか、もしくは、私に対する日頃の鬱憤を晴らしているだけなのか。

実業家の後藤清一氏は、見習工として創業当時の松下電器産業に入社し、松下幸之助氏の命で三洋電機創業に参加。後に三洋電機副社長を務められました。タイトルは「Qちゃん」の愛称で知られる女子マラソン、高橋尚子氏の座右の銘としても知られています。

スポーツといえば、冬季スポーツの祭典、平昌オ

リンピックが開幕しました。冬季オリンピックで鮮明な印象として残っている場面は、1998年の長野オリンピック。ジャンプ団体戦での原田雅彦選手の大ジャンプ、そして金メダルが決まってからの涙。4年前のリレハンメルでの悲劇も重なり、日本中に勇気や感動をいただきました。最高の舞台上、日本代表選手がこれまでの努力を発揮し大きな花を咲かせることができるよう、精一杯応援したいと思いません。頑張れ！ニッポン！

寒い日が続いていますが、間もなく春の使者、土筆が顔を出す季節がやってきます。冬の間、土の中で根をのばし、その時が来るのを待っているのでしょう。しばらくすると、心地よい風に揺られながらモンシロチョウが菜の花の周りを舞う風景。測量をしていると季節の移ろいを感じるの、仕事中心なのにちょっと穏やかな気分になったりして。これって、土地家屋調査士冥利に尽きますよね。

広報部次長 山口賢一(長崎)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社